

大和高田市農業委員会だより

発行

平成21年12月1日

大和高田市農業委員会

TEL 22-1101(代)

秋 桜 こすもす

直売所

が開設されています

市内の農家で組織された大和高田市地産地消推進協議会（朝市部会）の皆さんが農産物直売所を開設しています。

今年から新たに開設された直売所です。

0	総合公園直売所	0
0	休 日	0
0	午前8時～午後3時	0



0	新田温泉ふくらみ直売所	0
0	休 日	0
0	午前9時～午後5時	0

ごあいさつ

大和高田市農業委員会

会長 水井 豊

農家の皆様方には本市の農業振興に種々ご尽力ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

現在、農業政策は過渡期であり、今年は政権も交代され、農地法等の法改正も6月に公布されました。農業施策等につきましても非常に不安定な時であります。改正されました農地法等は、耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について、転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに、農地の貸借に係る規制の見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設によりその有効利用を促進することをめざしております。農業委員会としての改正農地法を踏まえた組織対応としては、新たな農地制度の周知徹底を行い、農地の監視活動の強化、活動計画の作成と点検・評価の実施など目に見える活動と農業者からの信頼の確保に務めなければなりません。活動としては、農地の利用状況調査や農地パトロール等を行い遊休農地の発生を食い止め、担い手への農地集積や新規就農者の確保により農地の有効利用を図れるよう委員一人一人が自覚をもち、意識改革し地域に応じた活動を今一度進めて参らねばならない時であると感じています。今後も委員会一丸となって大和高田市の農業振興に尽力し農業者の代表としての役割を果たして参りたいと存じますので委員会活動になお一層ご指導ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。



こうなる

農地制度

農地法等の一部を改正する法律」が第17回国会で成立、平成21年6月24日に公布されました。

これ以上農地の減少を食い止め、農地を確保 農地転用規制が厳格化されます！

□農地転用制度の対象が拡大されます。□違反転用に対する罰則が強化されます。

農用地区域内農地の確保が進められます

□農用地区域からの除外が厳格化されます！

農地の相続は届出が必要になります！

- 民法により20年以内とされている農地の賃貸借の存続期間が50年以内となります。
- 標準小作料制度は廃止されますが、地域の賃借料の目安とするため、農業委員会が賃借料の提供等を行います。
- 「小作地」「小作農」等の用語が見直されます。

農地を貸し借りしやすくし農地を最大限に利用

- 農地の借受者の範囲が、「農業生産法人以外の法人（業務執行役員のうち1人以上のものが農業に常時従事）」「農作業常時従事者以外の個人」にも権利が設定できるようになります
- 農業生産法人の出資制限が緩和されるほか、農業協同組合も農地の貸借により農業経営が行えるようになります。
- 農地の相続税納税猶予制度が見直され、農地を他の人に貸した場合でも、適用が受けられるようになります。（但し貸した場合は、営農期間が20年から終身になります）

農地の面的集積が促進されます！

- 公的な信用力のある機関（市、市公社、農協等）が多数の農地所有者から貸し付け等の委任を受け農地の利用者へまとまった形で貸し付けを行う仕組みが導入されます。

遊休農地対策が強化されます！

- 農業委員会が全ての遊休農地を対象に指導、勧告を行うようになります
- 農業者等が遊休農地である旨を、農業委員会に申し出できる仕組み、所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等が新たに設けられます。

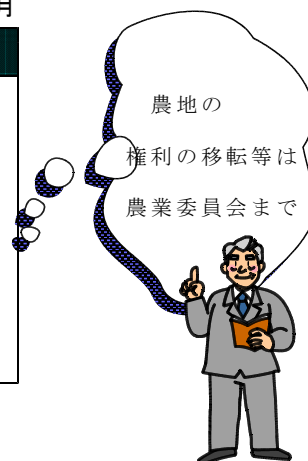
農業委員会活動報告

月1回 農業委員会総会・農地部会 農政部会（随時必要に応じて開催）

農地法処理案件

平成20年12月～平成21年11月

権 利 事 由 他	件 数	面 積 (a)
農地法第3条（所有権・賃貸借権等の移動）	25	244
農地法第4条（転用）	8	41
農地法第5条（転用）	21	261
農地法第20条（賃貸借権の移動）	24	393
農業経営基盤（利用権設定）	31	350
畑作転換（形状変更）	3	14



2月 都市農業委員会連絡協議会現地研修・担い手育成確保推進大会

3月 奈良県農業会議総会

5月 北葛三市農業委員会長連絡協議会総会・都市農業委員会連絡協議会総会・全国農業委員大会

6月



農地パトロール（第1回目）

7月 農業委員会農業者年金研修会



8月 農業会議通常総会

9月 葛城農業推進協議会



農業委員会現地研修会（和歌山県）

10月 都市農業委員会連絡協議会現地研修
農地パトロール（第2回目）



奈良県農業委員大会

11月 北葛三市農業委員会長連絡協議会現地研修会
農地制度の見直しに係る説明会

12月 全国農業委員会代表者集会

国が支える

安心が大きくなる

担い手積立年金

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方などなたでも加入出来ます。農地をもっていない農業者や、配偶者や後継者などの家族従事者も加入出来ます。脱退は自由です。脱退一時金は支給されませんが加入期間にかかわらず、支払った保険料は将来年金として受け取れます。

自分が積み立てた保険料とその運用実績により受け取る年金額が決まる積立方式（確定拠出型）の年金です。加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で運用利回りの状況で保険料が引き上げられることもありません。

自分が必要とする年金額の目標に向けて自分で保険料が決めます。（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択）。農業経営の状況や老後設計に応じて見直すことが出来ます。

終身年金で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった年金の現在価値に相当する額が死亡一時金として遺族に支給されます。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料の控除対象となり、所得税・住民税の節税（支払った保険料の15～30%程度）につながります。（民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です）また保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

農業の担い手には、政策支援（保険料の国庫補助）があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には国から月額最高1万円の保険料補助があります。

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
老後の蓄えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

まとめて読める
週刊誌

- ① わかりやすい
農業・農政の解説
- ② みんな知りたい
経営・流通の
最新情報が満載
- ③ **くらしと地域**に活力を
- ④ **女性**の元気に応援

購読料／月600円

編集後記

今年は暖冬と、毎年予報では
言っているようですが、
やはり冬は寒いです。新型
インフルエンザも流行中。
かからぬように用心ですね。

農業者年金・全国農業新聞の申込は農業委員会まで

ご報告

お知らせ

農業者年金

あなたも加入しませんか

担い手積立年金（愛称）

地区別 耕作放棄地調査

を実施しました

昨年農林水産省からの依頼をうけた全国一斉調査を行いました。今年度は耕作放棄地の適切な管理・有効利用を図るため7月に担当地区を委員戸別で実地調査を行いました。その後適切な管理のお願いをし、また農地の活用意向を聞き利用権設定等を進めています。

また11月の稲刈り後に再度各委員個別で担当の地区を回り調査し改善されていない農地の耕作者には指導を行いました。

遊休農地が発生すると産廃の不法投棄
雑木等の繁茂により鳥獣害の発生火災の発生
などの環境の悪化につながります。

遊休農地を放置

とられます！担

市民農園等に利活

しておくとな法的措置が
い手へ利用集積を行う・
用する等活用方法を考え

かけがえのない農地を守りましょう



納税猶予を適用されている方に
納税猶予の適用は農業を営む事が条件とされて
おります。転用状態や遊休農地化されていると
適用を除外される場合があります。農地を適切
に耕作管理して頂きますようお願いいたします。

編集後記

おめでとう

おしらせ





農業委員の選挙に使用される選挙人名簿の

掲載申請書は、農業者が自ら毎年1月1日現在で記入し、10日迄に提出することとなっております。来年度は農業委員改選の年です。掲載申請書を提出していただかないと、選挙の投票権はありませんので、提出期限までに必ずご提出下さい。なお選挙人名簿に掲載される資格者は次のとおりです。

- 平成20年1月1日現在大和高田市に在住し、昭和63年4月1日以前に生まれた人
- 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人。耕作の業務を営む人の同居の親族または同居の親族の配偶者であって年間60日以上耕作に従事している人

